

第5期第3回静岡市行財政改革推進審議会 会議録

- 1 日 時 平成24年10月12日（金）14：00～17：00
- 2 場 所 静岡市役所静岡庁舎本館 第3委員会室
- 3 出席者 **【委員】**
曾根正弘会長、足羽由美子委員、青山葉子委員、遠藤純子委員、木村幸男委員、高橋節郎委員、高橋正人委員、竹内良昭委員、土屋裕子委員、的場啓一委員
- 【行政】**
（検討部会員）
池谷行政管理部長（部会長）、木村企画部長（副部会長）、安本財政部長（副部会長）、鈴木行政管理部理事（行政管理課長事務取扱）、深澤政策法務課長、赤堀人事課長、伏見企画課長、望月財政課長、（行政管理課行財政改革推進担当課長）
（オブザーバー）
村松行政管理部理事（政策法務・公益法人改革担当）
（外郭団体関係課）
行政管理課、商業労政課
（外郭団体）
公益財団法人静岡市まちづくり公社、公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター（事務局）
和田行政管理課行財政改革推進担当課長、吉永参事兼統括主幹、小島副主幹、窪田主査、小泉主査、高橋主任主事
- 4 傍聴者 中日新聞、静岡新聞、NHK
- 5 会議次第 次頁「次第」のとおり
- 6 会議内容 3頁以降に記載

第5期 第3回静岡市行財政改革推進審議会次第

と き 平成24年10月12日（金）

午後2時から

ところ 静岡庁舎本館 第3委員会室

1 開 会

2 議 事

報告事項

- (1) 平成24年度静岡市市民評価会議の評価結果を踏まえた市の方向性（案）
について **【資料1】**

審議事項

- (2) 外郭団体における「市としての公益性」の検証について **【資料2】**
【資料3】

- (3) その他

3 閉 会

1 開 会

《開会宣言》

2 議 事

報告事項

(1) 平成 24 年度静岡市事務事業市民評価会議の評価結果を踏まえた市の方向性 (案) 【資料 1】

《事務局説明》

《質疑応答なし・全委員承認》

審議事項

(2) 外郭団体における「市としての公益性」の検証について 【資料 2】 【資料 3】

《会長：外郭団体における「市としての公益性」の検証について、今後の進め方及び今回の審議の進め方について説明》

《静岡市まちづくり公社説明》 【資料 2】

《行政管理課説明》

高橋節郎委員

まず 1 点目に、中心市街地におけるまちづくり業務についてだが、I L o v e しずおか協議会が静岡中心市街地を拠点に活動しているが、清水地区など、静岡中心市街地以外のその他の地域との関わりあい方についてはどう考えているか。

2 点目に、指定管理者制度により、スポーツ・健康増進・文化教養事業、地域振興支援事業、防災・被災地支援事業と、多種多様な事業を実施しているが、この多種多様な事業をまちづくり公社として扱うことが適切であるのか。他にも専門性を有した団体が存在しているのではないか。

まちづくり公社

1 点目の質問についてだが、清水地区においても、現在、空き店舗を活用した事業展開を行っている。「静岡市中心市街地活性化基本計画」が、静岡地区と清水地区両方にあるが、まちづくり公社はその両方の組織に所属しており、清水地区においても事業を展開している。また、I L o v e 静岡協議会の清水地区版を立ち上げたいと考えている。

曽根会長

静岡にあるミライエのような拠点が清水地区にもあるのか。

まちづくり公社

現在、清水銀座に 1 つと、空き店舗を活用した事業として、駅前銀座でギャラリーを含めた事業を行っている。

2 点目の質問についてだが、市の公の施設についてそれぞれ制度等を研究しながら、まちづくり公社が指定管理者として手を上げることがふさわしいかどうか、能力があるかどうかを考え、手を上げるのであれば、適切かつ円滑に施設管理ができるかどうかを判断し、対応できる体制であるか

を確認のうえ取り組んでいるところである。実際、適切かつ円滑に、安全な施設管理ができていると考えている。

木村委員

まちづくり公社の行う事業のうち、中心市街地におけるまちづくり支援と住宅管理業務の安定運営については抵抗感がないが、指定管理施設を活用した事業については、内容が非常に多種多様であり、それぞれをどう具体的に展開しているのかが気になる。

これら多種多様なイベント等は、まちづくり公社の職員が直接行っているのか、それとも他の市民グループなどへ依頼して行っているのか。また、ほとんどのイベントがこちらから呼びかけて、客待ち事業が多いと感じたが、客を待っているだけで、市民へのPRが足りないのではないか。出前のような、こちらから積極的に外へ出てPRをする方法についてはどう考えているか。

まちづくり公社

1点目の質問について、例えば、指定管理施設を活用した地域振興支援事業のうち、ふれあい健康増進館で行った、手前味噌づくり教室や梅サワーを作る教室では、大豆や梅などの材料は直接地元の農家の方から提供していただき、手作りうどん教室についても、地元の方から指導していただきながら、協働して事業を行っている。また、その他にも、静岡大学と連携・協働の申し合わせであるとか、総合型地域スポーツクラブとの連携等を行っているが、スポーツクラブとの連携では、スポーツクラブでは、講師がいて参加する市民がいても、道具がない、場所がない、時間がないという場合がある。そのような場合に、まちづくり公社は施設を管理しているため、やはりこちらも協働して、募集は両者共通で行い、講師はスポーツクラブで、施設や道具の提供はまちづくり公社が行うなど、それぞれの良さを生かし、経費も節減しながら、協働して広く市民に楽しんでもらっている。

また、ラベック静岡では、勤労者向けのパソコン教室であるとか、勤労者の方と地域住民の集う良い機会として、ラベック祭りなどを開催しているが、これはまちづくり公社が企画・運営を行い、先生や生徒さん等に相談もしながら行っている。

2点目の質問については、まちづくり公社では各地域にある施設を上手く活用して、その施設の地域の方々を巻き込みながら事業を展開し、施設有効活用型の展開を常に考えているところである。PRについても事前に他の事業の中でPRするとか、アンケートをとるなど、多様な場を活用しており、一定の成果を得ているものと考えている。

木村委員

イベントによっては、味噌作りなどJAでも行っている活動もあるかと思うが、そのような同じフィールドで勝負しているような団体とうまく調整をしながら活動ができているか。

まちづくり公社

施設の中にも、プール、お風呂、トレーニングジム、多目的ホール、大広間などいろいろな設備がある。例えば多目的室を考えた場合、そこで教室を開催するだけではなく、ものづくりをした後、

家族でプールで遊んだり、お風呂に入ったり、そのあと大広間でお昼寝をして食事をしたりなど、まちづくり公社ならではの創意工夫を活かして、地元の方と一緒に事業を行っている。実際に、午前中教室に参加して、午後プールやお風呂に入って、一日楽しんで夕方帰っていくお客様もいる。このように施設にいる滞在時間が長くなると、購買が促進するなど、常にプラス思考で事業を展開しているところである。

遠藤委員

指定管理事業を行うことになった経緯だが、地方公共団体が2分の1以上出資する法人も、公の施設の管理委託をすることができるようになったことで、振興公社（のちのまちづくり公社）が管理委託をするようになり、指定管理者制度の創設にあたり、これまで管理をしていた振興公社が指定管理者として管理をするようになったという理解でよいか。今後は、他の団体が指定管理者となる可能性もあるということだよいか。

行政管理課

昭和38年から少しずつ管理委託が進んできたが、当時は振興公社しかなかったため、振興公社に管理委託をしていた。指定管理者制度が始まってからは、ほとんどの施設において、公募により他団体と競争をして、指定管理者になっているが、今後も、必ずしもまちづくり公社が指定管理者となるとは限らない。市は、まちづくり公社の経営判断に任せていく。

静岡ヘリポートは単独非公募で行っているが、それ以外の施設は公募により、まちづくり公社が指定管理者となっている。

遠藤委員

指定管理施設を活用した地域振興・まちづくり事業と括っているが、それぞれに施設ごとの使命があると思う。これらの施設すべてがまちづくりのための施設ではなく、本来の目的とは異なると思うが、それぞれの施設の使命については何か明確にされているのか。

行政管理課

それぞれの施設に目的、使命がある。それにプラスアルファでまちづくり公社の努力によりサービスを向上させている。

遠藤委員

今はまちづくり公社が、まちづくりという視点でそれぞれの施設を管理運営しているが、他の団体がもし管理運営をすることになった場合は、それぞれの施設の使命のみのために管理をすることになるのか。

行政管理課

どの団体が指定管理者となっても、施設本来の使命は行うことになる。それに加えて、その時指定管理者となった団体の考え方により施設を管理していくことになる。

まちづくり公社

応募をする際の市からの仕様書に、様々な事業が規定されており、地域との連携や融和策も盛り込まれているが、それ以外に、公募で他の民間団体と競争をするうえで、まちづくり公社の創意工夫を活かした提案をしている。

指定管理者制度を考えた場合に、公募により他にいろいろな企業や団体、NPOなどが応募するが、まちづくり公社が受けた場合に、逆にこちらからNPO団体などに声をかけ、協働していく、そのような考え方も公益法人としてあって良いのではと考えている。まちづくり公社が運営を行う際には、「まちづくり」という視点がぶれないように事業を行っていく。例えば、健康の面では、食事をする、体を動かすこと、人が健康であることが、笑いにつながり、家族の平和や、ひいてはまちづくりにつながっていく。例えば、運動するためにJ-STEPに来て知り合った人と、食事に行ったり、旅行に行ったりと、コミュニケーションの場になり、全てがまちづくりにつながっていく、そういう考え方のもと公社として取り組んでいるところである。

木村委員

市の指定管理は、施設の維持管理のハード面と、事業を行うソフト面と両方を行うのか。

まちづくり公社

管理と運営が両方仕様書にも書かれており、設備の保守や市民の安全を守るための警備などの管理と、教室等を開催する運営とが一体となっている。なおかつ、仕様書以外に、まちづくり公社としての創意工夫を活かした提案をして応募している。他の民間団体との競争でもあるので、緊張感をもって取り組んでいる。

木村委員

応募する際にメインで売り込んでいくのは、事業運営のソフト面か。ハード面はビル管理会社でもできることではないか。

まちづくり公社

施設の管理を行うことがまずメインで、その上で、その施設を活用してどのように市民に利用してもらうかを、指定管理者として考えていく。

木村委員

施設の管理も事業運営もどちらも優秀という団体というのはあまりないと思うが。

まちづくり公社

施設の設備も様々なものがあるが、例えばエレベーターで事故があった場合、設備についてはメーカーが詳しいが、事故に対応するための組織力や人員体制など、そういった点で違いを示している。施設の管理だけではなく、事故を未然に防ぐ方法や、事故があった場合の対応などについて、公社として違いを示している。

木村委員

弱い部分をフォローするかたちで、他の民間事業者とジョイントを組む場合もあるのか。

まちづくり公社

施設の管理については、法的に免許等が必要なものもあるので、専門的なものについては業者に委託している。

事務局

例えば市民文化会館の場合、指定管理者である文化振興財団と、舞台装置の専門業者がジョイントを組んでいる。

足羽委員

収益事業について、レストランや駐車場があるが、月極駐車場には赤字のものはないとのことだが、決算を見ると、稼働率が10%や30%のものがある。瀬名や由比の駐車場の稼働率が低いが、収益力をあげるためにどう対応しているか。

レストランについては、収益が若干上がっているが、食材費もそれ以上にあがっている。レストランの経営では、食材の仕入れが大きなポイントになってくるが、その点についてはどう考えているか。細かいところではあるが、その積み重ねが1年の収支になる。3年間の収支を見ると、正味財産が目減している。今後どのように改善する見込みがあるか。また、借入金で1億5千万円あったのが、今回、一般会計から5千万円もってきて、1億円減らしている、その詳細、考え方について教えていただきたい。

まちづくり公社

まちづくり公社が所有している駐車場は赤字のものはないが、興津駅前駐車場と、月極のうち稼働率が悪い駐車場については、行政財産の目的外使用もしくは市有財産の貸付申請をして、市の土地を借りて経営している駐車場である。興津駅前駐車場については、周辺にコインパーキングができたため、収益が上がらない。

レストランはJ-STEP内にあるもので、J2のチームがキャンプで利用した際は黒字であったが、震災の影響を受けて今年は伸び悩んでいる。ただし、公社の収益事業としてダメージを受ける程度のものでなく、レストランはサービスを提供するうえで必要な施設である。宿泊施設もあるJ-STEPの付随施設として、公社としては、レストランについても公益事業として位置づけたかったところではあるが、レストラン経営ということで、収益事業という位置づけになっている。経営努力は継続していくが、他の収益公益事業を圧迫するようなことになれば事業内容を考えていかなければならないと考えている。

法人全体の純資産としては、平成21年度は4千万、平成22年度は2千5百万、平成23年度は2千7百万円、資産は増加している。足羽委員の指摘は一般会計の方ではないか。指定管理料が削減される傾向で、一般会計の方は過去3年間目減りしているが、収益事業で補っている。法人全体の資産は増加している。5千万円の借り入れについては、一般会計と特別会計の会計間の借入で、法人内の貸

し借りになる。収益事業の駅北パーキングの建設費を一般会計から借りて実施したため、毎年その資金を少しずつ返済している。

的場委員

まちづくり公社の目指すまちづくりを説明いただいたが、まちづくりにはいろんな主体が関わっており、その中でまちづくり公社がどのような役割を担うのか、図として分かりやすく示してもらえると良いと感じた。

この行革審議会では、それぞれの外郭団体の市としての公益性について審議するというので、前回の審議会において、外郭団体の有する公益性の考え方には、組織の公益性と活動の公益性があると説明を受けたが、今回の説明の中には、公益性という言葉が出てこなかった。まちづくり公社、行政側のそれぞれが考える、まちづくり公社の公益性についての説明が欲しかった。

行政管理課

市とまちづくり公社は、中心市街地におけるまちづくり業務と住宅管理業務について、唯一の存在としてイコール・パートナーとしての役割を担っており、公益性があると考えている。

村松行政管理部理事

まちづくり公社としての使命は、定款等に示されている。

中心市街地におけるまちづくり業務と住宅管理業務については、市と公社の役割分担として、イコール・パートナーという言葉を使っているが、行政からの押し付けでもなく、不足分を補う関係として、まちづくり公社には、民間と行政の中間的役割を担っていただきたいと考えている。

また、指定管理施設を活用したまちづくりについては、まちづくり公社の判断で、活動としての公益性をあらゆる場面において発揮していただいている。

まちづくり公社

説明の中で、公益性について声高に話はしなかったが、ひとつひとつの事業を着実にを行い、市民のために「生き生き暮らせる静岡市の創造」を目指して、様々な公益性のある事業を展開しているので、その姿勢や組織体制を見ていただき、まちづくり公社の公益性を判断していただきたい。

遠藤委員

市営住宅の運営について、きめこまやかな対応や思いやりといたわりをもった事業をしているとのことだが、市営住宅の住民の困窮した情報を得た場合に、例えば、ハローワークや、市の他の福祉サービスや相談事業に結びつけるようなシステムになっているか。また、まちづくり公社は、そのような情報を得るための窓口になれると思うので、その情報を他につなげる仕組みがあると良いと思う。

まちづくり公社（住宅管理課）

生活に困窮しているという情報を得た場合には、生活支援課などに紹介することもある。また、身体、精神を病んでいる方、障害を持っている方についても、各関係課に紹介をしている。情報を得た

ままにするのではなく、その後の対応もできる限り実施している。

曾根会長

では、ここで各委員から、まちづくり公社の公益性についてご意見をいただきたい。

的場委員

まちづくり公社の公益性について、組織的な公益性は、定款等に明記されているということだが、市民生活に密着している、活動についての公益性の方が肝心であると思う。まちづくり公社は、市民に身近な様々な事業を展開している。それぞれの事業が最終的に、静岡市、静岡市民に何らかの形で還元できる取組みをしていただければ、公益性があると判断できるし、十分対外的にも説明ができると思う。不特定多数の市民や企業などにプラスの影響を与える事業を行っていただければ、そのことを持って、まちづくり公社は公益性を持った団体であると判断ができる。

土屋委員

全体的には公益性のある事業を実施していると判断できるが、事業が多岐にわたっているので、ひとつひとつの事業について、公益性があるのか検証し見直していく必要があるのではと感じた。イベントを行うことが、市民サービスとしての公益性を持っていると言えるのか。事業を行うことが、市民サービスに繋がるものであればよいと思う。事業を行うことが目的とならないよう、事業の先に市民がいることを考えて事業展開していくのであれば、公益性があると判断できると考える。

竹内委員

市の事業を受託することで様々なことをするのはいいが、無駄なことをしてもらっては困る。目的に沿って、柔軟性を持ちながら、市と共に事業を展開し、市民サービスの向上を図ってもらいたい。

高橋正人委員

基本的には公益性があるものと判断できるが、指定管理者については、選定委員会と議会の問題であり、公益性のある事業を行っているが、どの団体が指定されるのかにも依るので、中心市街地の活性化とは、議論の方向性が違うように考えている。また、目的外使用で収益事業を実施しているものについては、その妥当性について議論すべきではないかと感じた。

青山委員

事業の範囲が広いので、ひとつひとつの事業の公益性があるのかは疑問に感じた。イベントの成果の捉え方が曖昧。「コミュニケーションがとれて良かった。」「来てよかった。」などは、単なる感想にすぎない。それが市民への公益性と今後市民を通したまちづくりの発展にどうつながっていくのか、数値化するなり、感想から一步踏み込んだ成果を示してもらえると良かった。

足羽委員

基本的には、他の方と同様である。要望としては、ひとつひとつの事業に、民間の顧客満足度の向上など、企業努力の感覚をとりいれてもらいたい。

住宅管理がまちづくり公社の非常に大きな強みで1つの大きな柱となっており、この部分は他の民間企業ではできない。他の事業、イベントなどはJ Aや他の団体の活動と似ている。市営住宅管理は公社でなければできない事業なので、他の機関との連携を深めてもらえると、市民の中のまちづくり公社への意識も高まると思う。期待している。

遠藤委員

全体としては公益性があると感じた。ただ、市営住宅管理について、施設の管理運営上の安全安心だけではなく、個々の住民ニーズを拾いあげて、福祉サービスに繋げていくなどの事業展開ができると思う。

中心市街地におけるまちづくり業務においては、静岡駅の周辺市街地ばかりに偏りがないように、公益性を念頭において、市全体のことを考えて広域的な視点で取り組んでももらいたい。

木村委員

まちづくり公社の公益性について疑問はない。ただし、まちづくり公社の事業の合理性、効率性、競争性については検証していくべきだと感じる。指定管理については、公社でなければできないという視点が重要。他の団体でもできるのであれば、民業圧迫と指摘される危険性もある。

高橋節郎委員

まちづくり事業と住宅管理については公益性が高いと思う。指定管理施設を活用した事業については、もともと指定管理者制度が導入された経緯はP F Iと同じで、民間のノウハウや資金を活かしていくことが目的なので、他の民間より優位性を示していかなければならない。公社として、ノウハウや効率性を十分説明できるだけの勉強や、対外的にアピールが必要である。

また、まちづくり事業に関しては、その活動を推進していくための、人材育成をどのようにしていくのかを考え育てることで、市ににぎわいを増やすために取り組んでももらいたい。

曾根会長：

まちづくり公社全般について公益性はあると判断できるが、個々の事業については、民業を圧迫していないか、さらに公益性を追求して事業展開していく必要がないか。成果の捉え方や、効率性・合理性・競争性の確保、経営の視点を取り入れていくなど、個々の事業については検証をしていただきたい。まちづくり公社全体としては公益性があると判断されたと認識し、答申内容に反映させていく。

《静岡市勤労者福祉サービスセンター（ジョイブ静岡）説明》【資料3】

《商業労政課説明》

高橋正人委員

1点目に、事業内容の1つとして、生活の安定及び財産形成に資する事業があるが、国の中退共制度の紹介や各種金融制度の紹介あっせんのアナウンスはどの程度できているか。2点目は、健康維持増進に資する事業について、他と、特に協会健保について重複しているところはないか。3点目は、給付等に関する事業で、申請漏れについてどう対応しているか。

勤労者福祉サービスセンター

各種金融制度等の紹介やあっせんについては、毎月発行する会報誌やHPで紹介している。健康維持増進に資する事業としては、私たちの方では、人間ドッグで1万円以上負担した場合、その補助をしている。給付等に関する事業の申請漏れについては、会員登録の際に、会員の年齢等をこちらで把握ができるので、時期が来たときに会員に聞いたり、折々に申請漏れがないか広報するようにしている。

木村委員

今回説明を聞いて驚いたが、厚生労働省が行っている就労条件の調査の対象が、30人以上の企業ということだが、29人以下の企業は対象外ということなのか。

勤労者福祉サービスセンター

厚生労働省が行う就労統計調査は30人以上の企業が対象。

高橋節郎委員

会員数が毎年増えているが、一度入会すると、抜ける企業や個人はいないのか。

勤労者福祉サービスセンター

退職などで退会する人はいる。企業も個人も、会員となるには会費を支払っていただくので、それだけのメリットがなければならぬ。個々の会員の考え方に差もあるので、メリットを感じてもらえる事業展開ができるよう日々努力している。

高橋節郎委員

健康増進施設やレジャー施設の実際の利用率はどうか。

勤労者福祉サービスセンター

全体として利用率は増えている。身近なところだと、映画館の利用や温泉施設の利用が多い。

高橋節郎委員

財政状況を見ると、支出が毎年減っているが、自助努力によるものか、他に何らかの理由があるか。

勤労者福祉サービスセンター

管理費については節約に努めている。事業費については、ツアーなどのイベントを開催する際に参加費をいただいております、会員の参加の状況によるため、事業費の変化はある。

足羽委員

ターゲットが明確で現状の把握もしっかりしている。毎年4%の会員が増えていることも非常に良いことだと思うが、75%の人がこの団体を知らない。認知度を上げるためにどのような工夫をしているか。H24年度の加入件数の増加の目標値があるか。また、新たに加入する企業で、どのような年齢層の従業員を持つ企業が増えているかを分析しているか。そのような分析をして、その結果にあわせた工夫をしたらどうか。

勤労者福祉サービスセンター

団体の認知度を上げる工夫については、市の広報誌で一度加入の案内を出した。また、今年の2月には、組回覧で周知を図っている。まずは周知が大事であり、入会者の増加はそのあとのことだと考えている。この組回覧についてはとても反響があり、9事業所、30人の加入があった。また、様々な業種の団体に対して案内させてもらっており、商工会議所の会議などにも参加し、チラシを配りながら説明をしている。団体の目的は同じであるので、地道ではあるが努力を続けている。平成24年度の会員数の目標は1万4千人を目指している。新たに加わった560人の年齢層の区分けはしていないので、分析することで、ターゲットに対し効果的に事業が運営できるようにしていきたい。

的場委員

対象者はもともと静岡市内の中小企業に勤務する勤労者と事業主及びこれらの家族であった。その対象を、静岡市に居住し、市外の事業所に勤務する勤労者及びその家族に拡充した目的は何か。また、いつ拡充したのか。

勤労者福祉サービスセンター

今年4月に公益財団法人となった際に定款等を変更し対象を拡充した。企業が会員になるのは任意であるので、個人としては加入したくても、企業としては加入したくない場合もある。公益財団法人になる際に、市民福祉の向上を図る上で、そのような人たちにも便宜を図ることを目的に対象を拡大した。

的場委員

公益財団法人になるために変えたと考えて良いか。

勤労者福祉サービスセンター

従来から拡充する意向はあったが、公益財団法人化の移行の時期と重なった。

的場委員

市内に住んでいて市外の中小企業に勤務している場合、例えば、焼津の企業に勤めている場合、焼津市でも静岡市でも両方サービスを受けられるということか。

勤労者福祉サービスセンター

現在はないが、今後、起こり得るという認識はある。

的場委員

そのような場合、その勤労者は静岡市で福利厚生を受けている。法人税は焼津市に支払っているの
で静岡市としては利益を得ていない。納税地と税負担をしてサービスを提供している自治体のミスマ
ッチが起こるが議論したことがあるか。静岡市が焼津市の企業の勤労者のために福利厚生をしている
ように感じる。

また、会員数が増えているが、静岡市内の企業に勤めている人と市外の企業に勤めている人の構成
はどうなっているか。

勤労者福祉サービスセンター

今年の4月に個人単位の加入が始まったばかりでまだ数名である。

曾根会長

ではここで、各委員から勤労者福祉サービスセンターの公益性についてご意見をいただきたい。

青山委員

個々の中小企業ではできないサービスが提供できている。300人以上の会員数のいる事業所がない
というところも逆に公益性が高いと言えるのではないかと思う。企業が福利厚生を縮小していくなか
で、魅力的な事業を展開しているので、公益性がある団体だと感じた。

足羽委員

働く人が職場を選ぶときに福利厚生の充実というのは優先度が低いと思う。10人以下の従業員の企
業で、福利厚生が充実している企業は少ない。経営者も分かっているけれど、そこまで手がまわら
ない中で、このような福利厚生のサービスを提供することで、社員のモチベーションが上がり、ひい
ては企業の利益が上がる。さらに充実させて、認知度も上げながら継続していってほしい。

遠藤委員

福利厚生になかなか手のまわらない小規模の事業所に光を当てている点で公益性があると思う。広
報活動も実際に足を運んで努力していることが分かった。さらに発展させてほしい。映画などの

身近なサービスを充実させるなど、アンケートを活用し、会員のニーズに沿ったサービスを継続してもらいたい。

木村委員

とても大事な事業だと思う。福利厚生であるから個人の生活向上につながるが、結果としては静岡の産業構造を強化することにつながる。大切にしてもらいたい。

高橋節郎委員

福利厚生は欠かせないもの。中小企業に焦点を当てていることは素晴らしいこと。会員数も増加しており、ニーズも高いことが分かる。継続していってもらいたい。

的場委員

対象を市外の中小企業に勤める人まで広げたことは非常に画期的だとは思いますが、もともとの目的は、市内の中小企業の活性化、雇用の確保なので、本質的なターゲットの市内の事業所の会員数の拡大、確保に努めてもらいたい。

また、スケールメリットを活かして、近隣市町との広域化も考えても良いと思う。サービスの相互乗り入れや、可能かどうかは分からないが、2つのセンターが合併するなどすれば、もっと魅力的な事業が展開でき、会員数の増となるのではないか。静岡の産業や中小企業の活性化から考えれば、非常に公益性の高い事業だと感じた。

土屋委員

十分公益性のある事業だと判断する。私も家族で事業をしており、他にも同様な団体や制度があるが、ここまで充実しているところはないと思う。ただ、農業というところではどうか。昔と違い、法人化され、個人の事業主も青色事業主になっているが、農業にはこのような福利厚生制度がない。農・商・工の連携も今後必要になってくると思われるため、農業の福利厚生についても検討いただきたい。

竹内委員

公益については、皆平等にあるという視点がある。中小企業で、大企業のように福利厚生を受けられない人へサービスを提供している点で、まさしく公益性に適しているのではないか。発展させていってもらいたい。

高橋正人委員

公益性については問題ない。当団体の制度はもともと国の推進事業であった。全国で196団体があるということだが、捉えきれない事業者もいると思うので、市や団体から国へボトムアップで制度を広げていくことも考えたらどうか。

曾根会長

勤労者福祉サービスセンターについては、どの委員からも公益性が高いという判断をいただいた。

さらに充実して事業を展開してもらいたい。また、ニーズを的確に把握してもらいたい、スケールメリットをもっと活かし、広域化や会員数の拡大に努めていただきたい、農業等にも適用できないかなどの意見も出た。今後、それらの検討も進めながら、さらに機能的に事業を充実させてもらいたいという内容であったが、公益性については高いということでもとめ、答申をしたいと考えている。

(3) その他 公の施設の使用料の見直しについて
《事務局説明》

曾根会長：それでは、以上で本日の審議事項は終了する。

署名 静岡市行財政改革推進審議会

会長 曾 根 正 弘